

日本糖尿病協会 糖尿病関連企業 EXPERT 社員認定制度

1. (目的)

日本糖尿病協会 糖尿病関連企業 EXPERT 社員認定制度は、糖尿病療養支援チームの一員として病態や治療に関する高い水準の知識や糖尿病に関する新しい情報に精通するため研鑽を積み、我が国の糖尿病医療に貢献することを目的とする。

2. (名称)

日本糖尿病協会 糖尿病関連企業 EXPERT 社員認定制度とする。

3. (申請条件)

- 1) 日本糖尿病協会会員（賛助会員を含む）かつ糖尿病関連企業に所属していること。
- 2) 日本糖尿病協会の会費は年間総額3,500円（さかえ送料[消費税込]含む）とする。
- 3) 会費を5年分前納する場合、5年分総額12,500円（さかえ送料[消費税込]含む）とする。ただし、5年分の前納は、認定時または更新時のみとする。
- 4) 賛助会員加入団体に所属する個人は、上記会費の納入は必要としない。

4. (申請)

- 1) 認定を受けようとする者は、審査料を添えて専用オンラインフォームを用いて日本糖尿病協会へ申請し、日本糖尿病協会 eラーニングから作成される試験に合格しなければならない。
- 2) 筆記試験を合格した者には、認定書及びバッジを3カ月以内に付与する。なお、その有効期間は認定日より5年間とする。

5. (更新)

認定日もしくは更新日より5年以内に下記の要件を満たしている場合は、更新ができる。

- 1) 期間中継続して、日本糖尿病協会 会員（賛助会員を含む）かつ糖尿病関連企業に所属していること。
- 2) 医学知識向上のために、下記の更新のための研修で20単位以上取得していること。
 - ・ 日本糖尿病協会 eラーニング 受講（1コンテンツにつき）： 1単位
 - ・ 日本糖尿病療養指導学術集会 参加（1回につき）： 10単位
 - ・ DM Ensemble [日本糖尿病協会発行] 購読（個人による継続購読）： 4単位

6. (審査・更新料)

- 1) 審査料は10,000円とする。
- 2) 更新料は3,000円とする。

7. (資格消失)

- 1) 糖尿病関連企業を退職したときは自動的に資格を消失したものとみなす。ただし、新しい勤務先が糖尿病関連企業である場合を除く。
- 2) 更新日より6ヶ月を経過しても会費、更新料の支払いがなかったときは自動的に資格を消失したものとみなす。

す。

3) 期間の途中で資格を消失した場合、既納の会費、審査料及び更新料は返還しないものとする。

8. (規則の改廃)

この規則を変更し、または廃止しようとするときは、日本糖尿病協会の理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、2019年5月17日から施行する。